

今回の賠償における対象区域のご説明

- 今回の賠償は、平成23年3月11日時点で「⑦帰還困難区域」「⑧居住制限区域」「⑨避難指示解除準備区域」に存在していた墓石等を所有している個人の方が対象となります。
- 対象となる区域は、下図の赤枠部分となります。



※ 平成26年3月10日の政府公示にもとづき、平成26年4月1日時点の避難等対象区域を記載しております。
※ 避難指示が解除された区域、特定避難勧奨地点の指定が解除された地点を含めて記載しております。

□部分が、今回の賠償の対象区域となります。

区域	区域のご説明
<p>⑨避難指示解除準備区域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・田村市の一部：都路町古道(字尾ノ川、字下ノ久保、字下ノ原、字番坊、字前田、字上野前、字場々、字権七田、字柳野沢、字八小屋、字下野前、字稲葉下、字仲ノ前、字鍛冶屋前、字申西、字川向、字南作、字萩田、字反田、字鳥伏、字横山の一部、字戸屋の一部、字小滝沢の一部)、市内国有林福島森林管理署(269林班から283林班) ・南相馬市の一部：小高区(片草、小高、大井、塚原、仲町、田町、関場、西町、上町、東町、南町、大町、本町、南小高、福岡、水谷、泉沢、岡田、村上、角部内、蛇沢、井田川、浦尻、下浦、女場、耳谷、行津、上浦、神山の一部、上根沢、小屋木、吉名、藤木、飯崎、大田和の一部、金谷の一部、北鳩原、南鳩原、小谷、大富の一部、羽倉)、原町区(雲字袖原、小浜の一部、下江井、小沢、堤谷、江井、米々沢、大甕の一部、高の一部、小木迫、鶴谷、大原字和田城)、市内国有林磐城森林管理署(2004林班、2005林班、2007林班から2017林班、2029林班、2048林班、2055林班、2095林班、2130林班) ・楡葉町 ・川内村の一部：大字上川内(字切払の一部、字大四郎の一部、字楡生の一部、字金子塚、字大鷹鳥谷、字小鷹鳥谷、字高山の一部、字炭焼場の一部、字弓目幾の一部)、大字下川内(字田ノ入の一部、字鍋倉、字道ノ下の一部、字糠塚、字南、字吉ノ田和、字毛戸、字五枚沢、字上海、字館山の一部、字篠平、字坂シ内の一部、字山梨作、字トブの一部、字下仁井倉、字宮坂の一部、字原の一部、字横根の一部、字平沢の一部、字北川原の一部、字小田代の一部)、村内国有林磐城森林管理署(601林班から603林班、604林班の一部、627林班、628林班、630林班、631林班、634林班、637林班、638林班の一部) ・飯館村の一部：八木沢、芦原、大倉、佐須、二枚橋、須萱、村内国有林磐城森林管理署(2208林班から2234林班、2342林班から2344林班、2360林班から2365林班) ・大熊町の一部：大字野上(字旭ヶ丘、字井戸神沢、字大森、字楓沢、字高家老、字岳ノ嶽、字東松、字望洋平)、町内国有林磐城森林管理署(505林班から510林班、512林班から515林班、518林班、519林班、521林班から524林班、530林班、537林班及び538林班) ・葛尾村の一部：大字落合(字関下、字西ノ内、字菅ノ又、字落合、字夏湯、字大放、字手倉、字家老川、字木取場の一部、字大笹の一部)、大字葛尾(字風越、字梨木平、字堂平、字中平、字銅谷平、字敷井畑、字中清水、字関場、字北平、字登館、字ハツ田、字仲田、字東平、字板木、字下ノ内、字湯口、字小坂、字広谷地の一部)、大字上野川(字東、字仲谷地、字上野川、字宝伝前、字赤根久保、字遠ノ子、字静田和、字仲迫、字境ノ岫、字一畚森、字三本松、字蟹山)、大字野川(字湯ノ平、字十良内、字六良田、字町、字関場、字廻田、字仲ノ内、字南仲ノ内、字草刈場、字浜井場、字中島、字蔵久、字清ノ内、字湯殿)、村内国有林磐城森林管理署(1226林班から1234林班、1238林班のうち「ぬ1」、「ぬ2」、「る」及び「わ」を除く林班、1239林班から1286林班) ・富岡町の一部：大字下郡山(字下郡、字原下、字真壁)、大字毛萱(字浜畑、字前川原)、大字仏浜(字釜田の一部、字西原の一部)、大字小浜(字反町の一部、字中央の一部)、大字上郡山(字岩井戸、字滝ノ沢、字半弥沢、字太田の一部、字上郡の一部、字清水の一部、字関名古の一部、字前山の一部)、大字本岡(字赤木)、大字上手岡(字川原沢、字沢山、字大石山、字大久入山、字大久保、字大沢山、字大清水、字大平、字大田和山、字大土山、字大洪、字大林山、字大松平山、字大森山、字ヲトウカ山、字御取段山、字ヲナカ山、字居隣山、字鏡石山、字籠世戸山、字籠ノ作、字家野、字家野石橋山、字カネ山、字上、字上木山、字上田代、字上辰子山、字上松山、字上三堂平山、字甲鋪、字川山、字我下山、字加郎山、字北口入山、字北向山、字キトウスズ山、字木ノ合木、字木ノ合木山、字木ノ合木米山、字木ノ根、字木向山の一部、字久根山、字熊取、字熊ノ草、字熊森山、字桑向、字桑ノ山、字小石山、字庚申山、字糺屋山、字小塚、字小塚山、字コナシ沢山、字小林山、字コマメ山、字五斗蒔田、字五斗蒔田前山、字坂、字境大沢山、字境山、字坂入山、字坂山、字笹久保山、字ササコ平山、字坂林山、字沢目木、字下口入山、字清水、字下、字下ヲナカ山、字下桑、字下平、字下田代、字下戸草、字下戸草山、字下長橋、字下長橋柳平山、字下松林、字下屋敷、字下屋敷山、字新田、字新田入山、字新田前、字新田山、字ジャク山、字神武山、字菅下、字菅平の一部、字菅向の一部、字菅ノ又の一部、字菅ノ又山、字関入山、字関ノ上山、字瀬戸、字世戸一山、字世戸七山、字世戸四山、字世戸二山、字世戸六山、字川苧、字川苧山、字平前山、字平山、字高屋敷、字高屋敷入山、字タキノコ山、字田代山、字田代日山麓、字タツコ山、字田畑、字田羽根山、字田向山、字段ノ越山、字茶釜石山、字地切、字地切山、字地藏山、字ツバクラ石山、字津間、字津山、字寺大久保山、字寺山、字天王山、字トウバ山、字戸草、字戸草コイト山、字戸草山、字戸久保山、字所久保山、字戸下山、字問屋、字百々目木山、字中大沢山、字中平上山、字中平、字長橋、字長橋山、字長橋柳平山、字長畑、字中森山、字長山、字西平、字西ノ脇、字沼カイリ山、字沼ノ入、字鼠喰、字野越山、字野越場山、字羽石山、字八久保山、字羽附山、字羽土山、字放森山、字浜江場、字林山、字羽山、字半蔵山、字八木、字八木山、字馬場平、字東入山、字東ノ沢山、字東山、字彦七山、字藤小山、字古後山、字細後山、字細畑、字細畑入山、字細畑東山、字細畑山、字房由、字前ノ山、字三道平、字向大沢山、字向川山、字向木ノ根山、字向世戸山、字向田山、字向地山、字向戸草、字向長橋、字向長橋山、字向長橋居根山、字向畑山、字向東山、字向山、字元屋敷、字焼米平山、字弥次畑山、字ヤッキリ山、字柳平入山、字山ノ神山、字吉口山、字由谷地山、字呼石山、字雷神山、字ラントウ山、字六分山、字藤平、字小鈴山、字石森前、字上平、字広野原、字田の神、字大黒前、字高平、字寺前、字戸草前、字鼠喰前、字広平、字日向、字細田、字房由前、字社前、字由口、字坂前、字田代、字八木中、字八木西、字八木東、字八木前、字八木南、字新地切、町内国有林福島森林管理署(161林班、162林班、165林班のうち「わ」、「か1」、「か2」及び「よ」の区域、167林班)

※ 区域につきましては政府公示にもとづき、記載しております。

部分が、今回の賠償の対象区域となります。

区域	区域のご説明
①旧警戒区域のうち、⑦～⑨以外の区域	東京電力株式会社福島第一原子力発電所(以下「福島第一原子力発電所」という)から半径20キロメートル圏内の区域のうち、⑦～⑨を除いた区域 ・区域見直しにより、対象区域はございません
②旧計画的避難区域のうち、⑦～⑨以外の区域	平成23年福島第一および第二原子力発電所事故にかかる原子力災害対策本部長(以下「原子力災害対策本部長」という)が平成23年3月12日付で避難のための立退きを指示した区域(旧警戒区域)を除く以下の区域のうち、⑦～⑨を除いた区域 ・区域見直しにより、対象区域はございません
③旧緊急時避難準備区域のうち、④以外の区域	原子力災害対策本部長が平成23年3月12日付で避難のための立退きを指示した区域(旧警戒区域)を除く以下の区域のうち、④を除いた区域 ・広野町 ・川内村 ・田村市の一部:都路町、船引町横道、常葉町堀田及び常葉町山根並びに市内国有林福島森林管理署(251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部) ・南相馬市の一部:原子力災害対策本部長が平成23年3月15日付で屋内への退避を指示した区域(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域)のうち、旧計画的避難区域を除いた区域
④特定避難勧奨地点	政府により特定避難勧奨地点として設定された地点 (川内村および伊達市の特定避難勧奨地点は平成24年12月14日付で解除)
⑤旧屋内退避区域のうち、②～④および⑦～⑨以外の区域	福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内のうち、②～④および⑦～⑨以外の区域(屋内退避指示は平成23年4月22日付で解除)
⑥南相馬市全域のうち、③、④および⑦～⑨以外の区域	南相馬市全域のうち、③、④および⑦～⑨以外の区域(南相馬市は、3月16日、市民に対し、一時避難を要請・支援。屋内退避区域の指定が解除された同年4月22日、南相馬市のうち、③、④および⑦～⑨を除く区域から避難していた住民に対して、自宅での生活が可能な者の帰宅を許容する旨の見解を示した)
⑦帰還困難区域	<ul style="list-style-type: none"> ・南相馬市の一部:小高区金谷の一部、市内国有林磐城森林管理署(2064林班、2066林班から2075林班、2079林班から2087林班、2091林班から2094林班、2104林班から2109林班) ・飯館村の一部:長泥、村内国有林磐城森林管理署(2304林班、2305林班、2310林班から2312林班) ・大熊町の一部:大字大沢(字上団子橋、字熊野沢、字北台、字北原、字大、字中央台、字長者原、字東台、字南台)、大字小良浜(字高平)、大字熊(字旭台、字熊町、字清水、字新町、字反町、字館、字田成圃、字滑津、字羽山下、字本清水、字本町、字錦台の一部)、大字熊川(字川向、字久麻川、字古館、字下川原、字寺下、字緑ヶ丘、字八坂)、大字小入野(字西大和久、字東大和久、字東平、字向畑)、大字下野上(字大野、字金谷平、字北向、字広谷地、字清水、字原、字鮎沢)、大字野上(字秋葉台、字姥神、字諏訪、字羽山沢、字山神、字湯の神、字小塚)、町内国有林磐城森林管理署(503林班、504林班、511林班、516林班、517林班、520林班、525林班から527林班、529林班、547林班) ・葛尾村の一部:大字葛尾(字柏原、字野行、字小出谷)、村内国有林磐城森林管理署(1078林班から1081林班、1083林班から1094林班) ・富岡町の一部:桜1丁目、桜2丁目、夜の森北1丁目、夜の森北2丁目、夜の森北3丁目、夜の森南1丁目、夜の森南2丁目、大字小良ヶ浜(字赤坂、字市の沢、字深谷の一部、字松の前、字松葉原)、大字大管(字蛇谷須の一部、字川田の一部)、字大平の一部)、大字本岡(字新夜ノ森の一部)、町内国有林磐城森林管理署(662林班のうち植松川以北の範囲) ・浪江町の一部:大字酒井、大字大堀、大字井手、大字小丸、大字末森、大字室原、大字羽附、大字津島、大字下津島、大字南津島、大字赤宇木、大字川房、大字昼曾根、町内国有林磐城森林管理署(1001林班から1032林班、1038林班から1061林班、1065林班から1077林班、1082林班、1095林班から1113林班、1201林班から1225林班、1287林班から1311林班、2110林班から2119林班) ・双葉町の一部:大字新山、大字郡山、大字細谷、大字前田、大字水沢、大字目迫、大字山田、大字松迫、大字石熊、大字長塚、大字下羽鳥、大字上羽鳥、大字寺沢、大字松倉、大字洪川、大字鴻草、大字中田、町内国有林磐城森林管理署(544林班から546林班、547林班のうち「イ1」及び「イ2」の区域)
⑧居住制限区域	<ul style="list-style-type: none"> ・南相馬市の一部:小高区神山の一部、小高区大田和の一部、小高区川房、小高区金谷の一部、小高区大富字蛇バミ、原町区片倉字行津、原町区馬場の一部、原町区高倉の一部、市内国有林磐城森林管理署(2006林班、2018林班から2028林班、2030林班から2047林班、2049林班から2054林班、2056林班から2063林班、2065林班、2076林班から2078林班、2088林班の一部、2089林班、2090林班、2096林班から2102林班) ・川内村の一部:大字下川内(字貝ノ坂、字荻)、村内国有林磐城森林管理署(632林班、633林班、635林班、636林班) ・飯館村の一部:草野、深谷、伊丹沢、関沢、小宮、沼平、飯樋、比叢、蕨平、関根、松塚、臼石、前田、村内国有林磐城森林管理署(2301林班から2303林班、2306林班から2309林班、2313林班から2341林班、2345林班から2359林班) ・大熊町の一部:大字熊(字錦台の一部)、大字大川原(字手の倉、字西平、字南平)、町内国有林磐城森林管理署(528林班、534林班及び536林班) ・葛尾村の一部:大字落合(字木取場の一部、字大笹の一部)、大字葛尾(字広谷地の一部)、村内国有林磐城森林管理署(1062林班から1064林班、1235林班から1237林班、1238林班のうち「ぬ1」、「ぬ2」、「る」及び「わ」の区域) ・富岡町の一部:小浜、中央1丁目、中央2丁目、本町1丁目、本町2丁目、夜の森南3丁目、夜の森南4丁目、夜の森南5丁目、大字小良ヶ浜(字深谷の一部)、大字大管(字蛇谷須の一部、字川田の一部)、字大平の一部)、大字弘浜(字釜田の一部、字西原の一部)、大字小浜(字大膳町、字反町の一部、字中央の一部)、大字上郡山(字太田の一部、字上郡の一部、字清水の一部、字関名古の一部、字前山の一部)、大字本岡(字王塚、字上本町、字清水前、字関ノ前、字沼名子、字日向、字本町、字本町西、字新夜ノ森の一部)、大字上手岡(字後作、字後田、字大石原、字片倉、字上千里、字家老沢、字権現山、字下千里、字杉内、字善正前、字外内、字高津戸、字西ノ上、字坂ノ上、字麓山、字日南郷、字平道地、字前川原、字茂手木、字下蔵地、字沢女、字大木戸川原の一部、字広表の一部)、町内国有林磐城森林管理署(639林班から643林班及び662林班のうち、富岡川以北であり植松川から南の区域) ・浪江町の一部:大字牛渡、大字横渡、大字川添、大字小野田、大字谷津田、大字田尻、大字立野、大字苧宿、大字加倉、大字酒田 ・川俣町の一部:山木屋(字入久保山、字大久保入山、字上大沢山、字木向山の一部、字木ノ間山、字境林山、字坂下、字坂下向山、字菅平の一部、字菅向の一部、字菅ノ又の一部、字世戸八山、字羽馬山、字橋端山、字羽山向山、字東久保山、字広久保山、字平蔵林山、字丸四天山、字水境、字向出山、字向羽山)、町内国有林福島森林管理署(163林班、164林班、165林班のうち「わ」、「か1」、「か2」及び「よ」を除く区域)

※ 区域につきましては政府公示にもとづき、記載しております。